

第1. 甲の罪責

1. 甲は本件クレジットカードを用いて、腕時計X、Yを購入し、行為につき、加盟店である時計店を被害者とする詐欺罪(刑法(以下略)246条1項)が成立しはいか。

(1) 甲が、同罪の成立要件は、①欺罔行為、②錯誤、③処分・交付行為、④財物の移転にある。

(2) 本件では、欺罔行為とは、財物の交付の基礎にかかる重要な事項について偽りをいふ。

本件では、甲はクレジットカードが自身の名義であるとして使用している。クレジットカードにおいては、会員である名義人のみが利用できる。加盟店においても、利用者が会員本人であることを善管注意義務をもちて確認することが求められていた。そのうえで、甲が自身が会員であることを秘し、Aのクレジットカードを利用することは、本来あることができず、加盟店に課せられる義務をも欺くものとして、重要な事項について偽りをいふといえる。

したがって、①は充足する。

(3) Cは、甲がA本人であると信じていたことから、錯誤に陥っていた(③充足)。

(4) 甲は腕時計X、Yについて引渡しを受けたり、時計店は、交付行為にも及んではない(③充足)。

(5) そして、時計店としては、他人名義のクレジットカードの利用があったことにより、信販会社から甲の購入代金につき、支払いを受けられるいおそれがあった。そのうえで、財産的損害もあるといえる(④充足)。

第
問

(6) 上記より、甲はA名義のクレジットカードの利用につき認識していたことから故意(38条1項)もある。

(7) 以上より、上記行為につき詐欺罪が成立する。

2. 甲が売上票用紙にAの名前を記入し転手渡し行為につき、有印私文書偽造罪(159条1項)及び同行使罪(161条1項)が成立しないか。

(1) 本件では、売上票用紙において甲はAの名前を使用していることから、「他人の…署名」を使用している。これ、売上票用紙は、売上の発生源を示すものであり、「権利・義務…文書」に当たる。これ、甲には「行使の目的」も認められる。

(2) もっとも、甲はAから事前に承諾を経て、売上票用紙を記入している以上、「偽造し」には当たらないのではないか。

ここで、「偽造」とは、作成者と名義人の人格の同一性を偽ることという。作成者とは、当該文書の作成にあたって表れた意思の主体のことという。名義人は、当該文書から読み取れる意思の表示主体のことという。そうすると、名義人に対する承諾がある場合は、名義人が当該文書につき意思を表示させたとして、名義人と作成者が一致するといえるかが問題となる。

もっとも、クレジットカードにおける売上票用紙の署名については、クレジットカードの利用自体が他者の利用を予定している以上、本人に対する自署性が求められるものといえる。したがって、本人が事前に承諾を与えていることも、本件当該売上票用紙においては、名義人が作成者となることはないと解するべきである。

第

問

(3) 本件では、自署性が求められている売上票用紙において、甲がAの名前にサインをしていた。こうすると、Aからの承諾があったとしても、人格の同一性を肯定することはできない。

以上より、甲は「偽造した」といえる。

(4) ~~また~~ よって、甲の記入行為について、^{故意と認められ}有印私文書偽造罪が成立する。

(5) また、「行使した」とは、当該偽造した文書につき、相手方が了知し得る環境下に置くことをいう。

本件では、Cに手渡ししている以上、了知し得る環境下に置いていたとして、「行使した」と言える。

したがって、同行使罪も成立する。

3. 甲が腕時計Yを購入した行為につき、背任罪(247条)が成立しはいか。

(1) まず、本件の場合は、甲はAから腕時計の購入につき権限を認められていたところ、これを破って腕時計Yも購入している。クレジットカードの利用については、甲の利用が認められているものであるから、上記委託信任関係は不法行為にも思える。もっとも、不法は原因に基づく委託信任関係であっても、財産法秩序は乱されれば以上、保護には値する。

したがって、甲とAとの間には保護すべき委託信任関係あり、甲は「他人のためにその事務を処理する者」であった。

(2) また、上記を述べたように、甲は「任務に背く行為」をしたといえる。

(3) エレ. 甲はAが60万円の金額の返済は見込めないと想定していた以上、回利・名義目的も認められる。

(4) エレ. Aは、腕時計Yの50万円につき、甲から返済を受けなければならないおそれもあったため、実質的に「財産上の損害」も発生していたといえる。

(5) 甲はXを購入するためにAから本件クレジットカードの利用の承諾を受けていたことが、Yについては権限がないことを認識しており、故意も認められる。

(6) 以上より、甲の上記行為には背任罪が成立する。なお、甲の行為につき横領罪(252条1項)の成否を検討しなかったのは、甲はクレジットカードという物の所有自体が自身の権限を乱用して利益を得た^{ところの}行為は困難にすぎないのである。

4. 甲は、Aに鼻骨骨折の傷害を負わせたことにつき、傷害罪(204条)が成立するが。

(1) ここで「傷害した」とは、身体の生理機能を害することをいうところ、上記骨折により、Aはこれを害しており、甲は「傷害をした」といえる。

また、同行為については、実際には乙がAの顔面を石で殴りつけたことにより、復讐に迫られるように、甲と乙の間には共同正犯(60条)が成立する以上、同傷害についても甲は責任を負う。

(2) しかし、甲及び乙が上記傷害行為に及んだのは、Aがいきなり殴りかかろうとしたこと(起因)により、これにつき

第 問

第 問

正当防衛(30条1項)が成立しはいか。

了. 本件では、まず、「急迫・不正の侵害」が認められるかが問題となる。ここで、急迫不正の侵害とは、法益侵害のおそれか現存し、又は差し迫っている状況のことをいう。

本件の場合、乙は仰向けに倒れていたAを上かきまわし、これを押しえつけていた。そうすると、当該侵害については継続していかつたようにも思える。しかし、この点については、Aは倒れはかきまわし、力を込めて体をよじよせし起き上がろうという強固な意思を見せいた以上、当該侵害については、未だ継続していかつたというべきである。

したがって、「急迫・不正の侵害^は」が認められる。

1. 甲は、「一緒にAを止めよう」と乙に言っており、防衛の意思が認められる。したがって、「防衛すべし」に当たる。

2. それは、「やむを得ずしした」ということかべきか。ここで、「やむを得ずしした」とは、防衛行為としての必要性・相当性のことをいう。

本件では、乙は、Aが拳手を殴りかかろうとしてきたのに対し、石という鋭利なもので、Aの要害部である顔を殴打していた。そうすると、武器相当の原則を欠いていた。また、乙はAの顔面を殴打せずとも、甲を介し警察を呼ぶなどの対処をたかすることは可能であった。

したがって、本件の行為は相当性を欠き、「やむを得ずしした」ということかべきはい。

第 問

1 工. したがって、正当防衛は成立せず、過剰防衛 (36条2項)が
2 成立するに過ぎない。

3 (3) これは、甲は乙が石を手に持ってAの顔面を殴り
4 ことを全く認識していたとして、責任故意が阻却される
5 こと。違法性阻却事由の事実に^{不確切}つき、認識を欠く場合は、
6 規範に直面してはいないとして責任を問うことはできない。すなわち、
7 正当防衛については、過剰性を基礎づける事実につき認
8 識を欠く場合は、責任故意が阻却されると解する。

9 本件では、甲は、乙が石を持っていることを認識しておき、
10 Aに上記傷害を与える事実につき認識を欠いていた。
11 したがって、甲には責任故意が阻却される。

12 (4) もっとも、甲は、Aが受けた傷害につき、認識することは
13 可能であり、これを怠っていたとして、重大傷害罪 (209条1項)が
14 成立するであろう。そして、これについては過剰防衛の
15 均衡に於いて、36条2項を準用し、任意酌減を受けるべき
16 である。

17 5. 甲がAの財布から4万円を窃取した行為につき、窃盗罪
18 (235条)が成立するか。

19 (1) ここで、「窃取した」とは、相手の占有を相手の意思に反して、
20 自己又は第三者に移転することをいう。

21 本件では、甲はAのズボルのポケットから財布を抜き取った
22 こと。これはAの意思に反するものであるから、「窃取した」といえる。

23 1. また、本件財布はAのものであり、「他人の財物」である。

第 問

ウ. それ. 甲においては. Aの財布を奪うための財布を窃取して
いたことから. 不法領得の意思も認められる.

エ. それでは. 甲は. Aが死した者としてAから財布を
窃取していかため. 占有離脱物横領罪(254条)の故意しか
ないと言えらる. 仮にAが死した. 甲の関与は. Aの占有は未だ保護される.
この点については. Aは実際には. 死しておらず. 甲は生きて
いるAから窃取した状況であることには変わりがない. こ
のため. 故意の問題には ~~ない~~ ^{ない} というべきである.

したがって. 甲には窃盗罪の故意が認められる.

以下で述べるように. 同罪については. 乙は器物損壊罪の範
囲で共同正犯となる.

6. 罪責

甲には. ①詐欺罪. ②有印私文書偽造罪. ③同行使罪.
④過失傷害罪. ⑤窃盗罪が成立し. ①. ②. ③は常連犯
(54条後段)とあり. ④⑤とは併合罪(45条前段)となる.

第2. 乙の罪責

1. 乙については. 甲と共に共謀が成立しており. Aの顔面
を石で殴りつけるという実行行為に及んでいる.

したがって. Aへの傷害行為につき. 共同正犯が成立する.

そして. 正当防衛については. 甲乙が共同で行ったものである
以上. 乙につきも過剰防衛となる.

したがって. 乙の行為には. 傷害罪が成立し. 36条2項により.
刑の任意酌減を受ける.

2. 乙は、Aの財布を抜き取って捨てようとした行為につき、器物損壊罪(261条)が成立しはるか。

(1) 本件財布はAのものであり、「他人の物」である。これ、「損壊し」とは、物の効用を害する一切の行為をいうところ。Aの財布が捨てられしむと、Aは財布内のものを利用するにできなくはるか。

(2) したがって、物の効用が害されたとして、上記行為は「損壊し」に当たる。

(3) なお、乙については、Aの財布を奪って捨てるために持ち去ろうとしたにすぎず、同行為につき、処分利用意思がはいて不法領得の意思は認められはるか。ゆえに、窃盗罪は成立せず、甲との共謀においては、重なり合つ限度として、器物損壊罪の範囲で共同正犯が成立する。

3. 乙の罪責

乙には、傷害罪、器物損壊罪が成立し、併合罪となる。

以上